

○鹿児島県地方警察職員の勤務時間，休暇等に関する訓令

平成7.3.30鹿児島県警察本部訓令8

改正 前略・・・令和5.5訓令26

鹿児島県地方警察職員の休暇及び勤務時間等に関する訓令（昭和42年鹿児島県警察本部訓令第23号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 正規の勤務時間等（第3条―第8条の2）
- 第3章 宿日直勤務及び深夜勤務制限（第9条―第13条の2）
- 第4章 休日の代休日（第14条）
- 第5章 休暇（第15条―第28条）
- 第6章 雑則（第29条―第31条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は，鹿児島県地方警察職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づき，鹿児島県地方警察職員の勤務時間，休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部 鹿児島県警察本部をいう。
- (2) 所属 本部の課，科学捜査研究所，交通機動隊，高速道路交通警察隊，機動隊及び警察学校並びに警察署をいう。
- (3) 所属長 所属の長をいう。
- (4) 所属長等 警視の階級にある部長及び警務部参事官兼首席監察官並びに参事官及び所属長をいう。
- (5) 職員 鹿児島県警察において勤務する警察官（地方警務官を除く。），事務職員，技術職員，その他の職員及び非常勤職員をいう。
- (6) 通常勤務職員 条例第3条の規定により週休日及び勤務時間の割振りが定められている職員をいう。
- (7) 特別勤務職員 特別の形態によって勤務する必要がある職員であつて，条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りが定められている職員をいう。

第2章 正規の勤務時間等

(通常勤務職員の勤務時間の割振り)

第3条 通常勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「これらを定年前再任用短時間勤務職員等」と総称する。）の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までの間で定めるものとする。

(特別勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準等)

第4条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い特別勤務職員の週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次項、次条及び第15条第1項において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにするものとする。

2 本部長は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い特別勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。

(1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないこと。

(2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。

(3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

3 本部長は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い特別勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合において、前項各号の基準に適合し、かつ、週休日を当該期間につき1週間当たり2日の割合で設けるときは、同条第2項ただし書の規定による人事委員会との協議を要しないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までの間で定めるものとする。

(週休日の振替等)

第5条 条例第5条の規定により本部長が人事委員会と協議して定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 本部長は、週休日の振替（条例第5条の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定により勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。第13条の2第2項及び第4項並びに第14条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにするものとする。

3 本部長は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行うものとする。

（休憩時間）

第6条 第3条第1項に規定する通常勤務職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

第7条 削除

（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

第8条 本部長は、特別勤務職員について、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は第3条第1項に規定する勤務時間を割り振られる職員以外の職員について、条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 本部長は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外等）

第8条の2 第4条第1項及び第2項の規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

2 育児短時間勤務職員等に対する第4条第3項の規定の適用については、同項中「前項各号の基準に適合し、かつ、週休日」とあるのは、「週休日」とする。

第3章 宿日直勤務及び深夜勤務制限

(宿日直勤務)

第9条 条例第8条第1項の規定により本部長が人事委員会と協議して定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

- (1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁舎の監視を目的とする勤務
- (2) 次に掲げる当直勤務
 - ア 本部における業務の管理又は監督のための当直勤務
 - イ 本部における警備又は事件の捜査、処理等のための当直勤務
 - ウ 本部における被疑者等の身元、犯罪経歴等の照会の処理及び事件の処理又は警備及び救護に関する情報連絡等のための当直勤務
 - エ 教育又は研修の機関における学生等の生活指導等のための当直勤務

2 本部長は、条例第9条に規定する祝日法による休日及び年未年始の休日（以下「休日」と総称する。）又は国の行事の行われる日で本部長が人事委員会と協議して定める日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第10条 本部長は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(超過勤務を命ずる際の考慮)

第10条の2 本部長は、職員に超過勤務（条例第8条第2項に規定する勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮するものとする。

2 本部長は、定年前再任用短時間勤務等に超過勤務を命ずる場合には、これらの職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意するものとする。

(超過勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第10条の2の2 本部長は、職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業に従事する職員を除く。第3項及び第4項において同じ。）に超過勤務を命ずる場合には、限度時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

2 前項の限度時間は、1月について45時間及び1年について360時間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、本部長は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に限度時間を超えて職員に超過勤務を命ずる必要がある場合に限り、次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

- (1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6月

4 本部長が、大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合であって、限度時間（前項の規定により超過勤務を命ずる場合にあっては、同項各号に掲げる時間又は月数）を超えて職員に超過勤務を命ずる必要がある場合については、前3項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

5 本部長は、前項又は労働基準法第33条第1項の規定により、限度時間（第3項の規定により超過勤務を命ずる場合にあっては、同項各号に掲げる時間又は月数）又は同法第36条第1項の協定で定める労働時間（同項の協定で定める労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間をいう。）を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うものとする。

6 前各項に規定するもののほか、超過勤務を命ずる時間及び月数の上限に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）

第10条の3 条例第8条第2項ただし書の規定により本部長が人事委員会と協議して定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第11条 条例第8条の2第1項の規定により本部長が人事委員会と協議して定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により条例第8条の2第1項の規定による請求（以下「深夜勤務制限請求」という。）に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

- (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

第11条の2 職員は、深夜勤務制限請求を行う場合には、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに行うものとする。

2 深夜勤務制限請求があつた場合においては、本部長は、公務の正常な運営を妨げる支障の有無について、速やかに当該請求を行った職員に対して通知するものとする。当該通知後において、公務の正常な運営を妨げる支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、本部長は、当該日の前日までに、当該請求を行った職員に対してその旨を通知するものとする。

3 本部長は、深夜勤務制限請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求を行った職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第11条の3 深夜勤務制限請求が行われた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は行われなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求を行った職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求を行った職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等（条例第8条の2第6項において子に含まれるものとされる者をいう。以下同じ。）が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求を行った職員が条例第8条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務制限請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であつたものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく第1項各号に掲げる事由が生じた旨を本部長に届け出なければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第11条の4 削除

(育児を行う職員の超過勤務の制限の請求手続等)

第11条の5 職員は、条例第8条の2第2項又は同条第3項の規定による請求（以下「超過勤務制限請求」という。）を行う場合には、超過勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「超過勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、超過勤務制限開始日の前日までに行うものとする。この場合において、条例第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 超過勤務制限請求があった場合においては、本部長は、条例第8条の2第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求を行った職員に対してその旨を通知するものとする。

3 本部長は、超過勤務制限請求が、当該請求があった日の翌日から起算して一週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を超過勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第8条の2第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該超過勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に超過勤務制限開始日を変更することがある。

4 本部長は、前項の規定により超過勤務制限開始日を変更した場合においては、当該超過勤務制限開始日を当該変更前の超過勤務制限開始日の前日までに当該請求を行った職員に対して通知するものとする。

5 本部長は、超過勤務制限請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求を行った職員に対して証明書類の提出を求めることがある。

第11条の6 超過勤務制限請求が行われた後超過勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は行われなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求を行った職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求を行った職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定

による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求を行った職員がそれぞれ条例第8条の2第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 超過勤務制限開始日から起算して超過勤務制限請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

(2) 当該請求に係る子が、条例第8条の2第2項及び第3項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合

3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく第1項各号に掲げる事由が生じた旨を本部長に届け出なければならない。

4 前条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の請求手続等)

第12条 第11条の2、第11条の3（第1項第3号から第5号までを除く。）、第11条の5及び前条（第1項第3号から第5号まで並びに第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、条例第8条の2第4項の規定により同条第1項から第3項までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、第11条の3第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求を行った職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求を行った職員との親族関係が消滅した」と、第11条の5第2項中「第8条の2第2項又は」とあるのは「第8条の2第4項において準用する同条第2項に規定する公務の正常な運営を妨げる支障の有無又は同条」と、同条第3項中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第3項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求を行った職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求を行った職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(勤務の制限に関するその他の事項)

第13条 第11条から前条までに規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(超勤代休時間の指定)

第13条の2 条例第8条の3第1項の規定により本部長が人事委員会と協議して定める期

間は、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「給与条例」という。）第9条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 本部長は、条例第8条の3第1項の規定により超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第9条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第9条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）
当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）第15条第1項（同条例第25条において準用する場合を含む。）又は第27条第3項の規定により読み替えられた給与条例第9条第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第9条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

(4) 給与条例第9条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 本部長は、条例第8条の3第1項の規定により1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、本部長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 本部長は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

- 6 本部長は、条例第8条の3第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、超勤代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第4章 休日の代休日

(代休日の指定)

- 第14条 条例第10条第1項の規定による代休日の指定は、勤務をすることを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第8条の3第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行うものとする。
- 2 本部長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、代休日の指定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休暇

(年次有給休暇の日数)

- 第15条 条例第12条第1項第1号の本部長が人事委員会と協議して定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定による年次有給休暇の日数を下回る場合には、同条の規定による年次有給休暇の日数とする。
- (1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数
- 2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務した期間又は継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされ

る者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 条例第12条第1項第2号の規定により本部長が人事委員会と協議して定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において新たに職員となる職員（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、本部長が人事委員会と協議して定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において他の公務員等（条例第12条第1項第3号に規定する他の公務員等という。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったものの他の公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数物に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員等である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、本部長が人事委員会と協議して別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

4 条例第12条第1項第3号の規定により本部長が人事委員会と協議して定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社
- (4) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫
- (5) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
- (6) 前各号に掲げる法人のほか、本部長がこれらに準する法人であると認める法人

5 条例第12条第1項第3号の規定により本部長が人事委員会と協議して定める職員は、当該年の前年において職員であった者であつて引き続き当該年に他の公務員等になり引き続き再び職員となったものとする。

6 条例第12条第1項第3号の規定により本部長が人事委員会と協議して定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

ア 当該年の初日に職員となった場合 20日（当該年の中途において任期が満了する

ことにより退職することとなる場合にあっては、当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数)に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に職員となった場合 この号アの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等 その者の勤務時間等を考慮し、本部長が人事委員会と協議して別に定める日数

7 第3項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでない者の年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、本部長が別に定める日数とする。

第15条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

(1) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合

勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

- (2) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この項において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

- 2 前項の規定により年次有給休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次有給休暇の日数が当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数を下回るときは、同項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数とする。

（年次有給休暇の繰越し）

第16条 条例第12条第2項の規定により本部長が人事委員会と協議して定める日数は、一の年における年次有給休暇の20日（第15条第1項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数）の範囲内の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条第1項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とする。）とする。

（年次有給休暇の単位）

第17条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間（不斉一型短時間勤務職員にあっては、1時間）とする。ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

- 2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる

職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分
- (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数
 - ア 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分
 - イ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分
 - ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分
- (3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- (4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 7時間45分

（療養休暇）

第18条 療養休暇の期間は、本部長が別に定める期間内において療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

（特別休暇）

第19条 条例第14条の規定により本部長が人事委員会と協議して定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務をしないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (2) 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3)の2 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
- ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域

における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって本部長が人事委員会と協議して定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(4) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 週休日、休日及び代休日を除いて連続する7日の範囲内の期間

(5) 生理日に就業することが著しく困難であると認められる場合 2日の範囲内の期間

(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において10日の範囲内の期間

(6) 妊娠中の女性職員がつわりのため勤務することが困難であると認められる場合 当該妊娠の期間を通じ7日の範囲内の期間

(7) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(8) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間

(9) 生後1年6月に達しない子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ45分以内又は1日1回90分以内の期間（男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ45分又は1日1回90分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(10) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間

内における3日の範囲内の期間

(10)の2 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(10)の3 配偶者、父母、子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等及び配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）若しくは配偶者の父母（以下この号において「対象者」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった対象者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして本部長が定める子の世話を行うことをいう。）又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして本部長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと若しくはその子の教育若しくは保育に係る行事のうち本部長が定めるものへの参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日の範囲内の期間。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる期間

ア 対象者が2人以上である場合（イに掲げる場合を除く。） 6日の範囲内の期

イ 子（職員が養育する者に限る。）が2人以上である場合 10日の範囲内の期間

(10)の4 条例第15条第1項に規定する要介護者の介護その他の本部長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(11) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(12) 職員が配偶者、父母、子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）又は配偶者の父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年につきそれぞれ1日の範囲内の期間

(13) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から10月までの期間内における、週休日、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続

する5日の範囲内の期間

- (13)の2 長年にわたって鹿児島県警察に勤務している職員（本部長が人事委員会と協議して定める者に限る。）が心身の健康の維持及び増進のため勤務しないことが相当であると認められる場合 週休日、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する2日の範囲内の期間

- (14) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

- (15) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合必要と認められる期間

- (16) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合必要と認められる期間

- (17) 前各号に掲げる場合のほか、職員が勤務しないことが相当である場合として本部長が特に定める場合必要と認められる期間

- 2 前項第5号の2、第6号及び第10号から第10号の4までの休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

- 3 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

- 4 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員7時間45分

(2) 斉一型短時間勤務職員勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務職員7時間45分

(介護休暇)

第20条 条例第15条第1項の規定により本部長が人事委員会と協議して定める者は、次に掲げる者(第3号から第6号までに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

- (1) 祖父母
- (2) 兄弟姉妹
- (3) 父母の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (4) 配偶者の父母の配偶者
- (5) 子の配偶者
- (6) 配偶者の子
- (7) 孫

2 条例第15条第1項の規定により本部長が人事委員会と協議して定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、本部長に対し行わなければならない。

4 本部長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第7項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、本部長に対し申し出なければならない。

6 本部長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、本部長は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり第23条ただし書の

規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第20条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第20条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は条例第16条の規定による特別休暇（当該子の育児を事由とするものに限る。以下この項において同じ。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（療養休暇及び特別休暇の承認）

第21条 条例第16条の規定により本部長が人事委員会と協議して定める特別休暇は、第19条第1項第7号及び第8号の休暇とする。

第22条 本部長は、療養休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第24条第1項において同じ。）の請求について、条例第13条に定める場合又は第19条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、公務の正常な運営を妨げる支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第23条 本部長は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第15条第1項又は第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の正常な運営を妨げる支障がある日又は時間については、この限りでない。

（療養休暇、特別休暇及び年次有給休暇の請求等）

第24条 療養休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して、本部長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 前項の規定は、年次有給休暇の請求について準用する。この場合において、同項本文中「療養休暇又は特別休暇の承認を受けよう」とあるのは「年次有給休暇の請求をしよう」と、同項ただし書中「承認を求める」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

3 第19条第1項第7号の規定による申出は、あらかじめ休暇簿に記入して本部長に対して行わなければならない。

4 第19条第1項第8号に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに本部長に届け出なければならない。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第25条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ本部長に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の本部長が人事委員会と協議して定める場合には、本部長が人事委員会と協議して定める期間）について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第26条 第24条第1項又は前条第1項の規定による承認の請求があった場合においては、本部長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の規定による介護休暇の承認の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定するものとする。

2 本部長は、療養休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇簿)

第27条 休暇簿に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の事項)

第28条 第15条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 雑 則

(勤務時間，代休日等についての特段の定め)

第29条 本部長は，業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により，第4条，第5条，第6条，第13条の2第1項及び第3項並びに第14条第1項の規定により難しい場合は，人事委員会と協議して，週休日，勤務時間の割振り，週休日の振替等，休憩時間，超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることがある。

(報告)

第30条 本部長は，必要があると認めるときは，所属長に対し，勤務時間，休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることがある。

(非常勤職員の勤務時間，休暇等)

第31条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間，休暇等については，別に定める。

附 則 （施行期日）

1 この訓令は，平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例の施行の際現に改正前の鹿児島県地方警察職員の休暇及び勤務時間等に関する訓令（以下「旧訓令」という。）第12条第3項後段の規定に基づき人事委員会と協議した勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについての定めは，本部長が人事委員会と協議して別に定める場合を除き，条例第4条第2項ただし書の規定に基づき人事委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めとみなす。

3 この訓令施行の日前に行われた旧鹿児島県地方警察職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第38号。以下「旧条例」という。）第7条から第8条の2までに規定する休暇の請求であって，同一の事由について第23条第1項本文の規定による請求を行う必要があるものについては，同項の規定により行われたものとみなす。

4 この訓令の施行の日前に使用された旧条例第9条の2，第10条の3，第10条の4又は第11条に規定する休暇であって，同一の事由について第18条第4号，第6号，第10号又は第11号に掲げる場合に該当することとなるものについては，それぞれ同条第4号，第6号，第10号又は第11号の特別休暇として既に使用されたものとみなす。

5 この訓令の施行の日前に行われた旧条例第10条第1項又は第2項に規定する休暇の請求であって，同一の事項について第18条第7号の規定による申出又は第23条第4項の規定による届出を行う必要のあるものについては，それぞれ同号又は同項の規定により行われたものとみなす。

- 6 改正前の鹿児島県地方警察職員の休暇及び勤務時間等に関する訓令別記第2号様式の規定により作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8.3.27訓令9）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附則（平成8.12.25訓令22）

- 1 この訓令は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第18条第4号の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令第18条第4号の規定は、第18条第4号の改正規定の施行の日以後の日が当該特別休暇の初日となるものについて適用し、同日前の日が当該特別休暇の初日となるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成9.12.22訓令15）

この訓令は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成9.12.22訓令16）

この訓令は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第18条第13号の2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成10.3.16訓令5）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11.3.23訓令9）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11.8.27訓令21）

この訓令は、平成11年9月3日から施行する。

附 則（平成11.11.5訓令24）

この訓令は、平成11年11月8日から施行する。

附 則（平成12.1.11訓令2）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13.3.26訓令15）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の前に行われた鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平

成7年鹿児島県条例第27号)第12条から第15条までに規定する休暇の請求であって、同一の事由について第26条第1項本文の規定による請求を行う必要があるものについては、同項の規定により行われたものとみなす。

附 則(平成14.3.29訓令14抄)

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15.3.27訓令11)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16.2.19訓令1)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17.3.17訓令10)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18.3.27訓令13)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令(以下「新訓令」という。)第19条第10号の職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間(当該期間の初日を除く。)にこの訓令の施行の日がある職員で、同日前の当該期間に改正前の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令第19条第10号の特別休暇を使用したものについては、当該特別休暇を使用した1暦日につき1日の新規則第19条第10号の特別休暇を使用したものとみなす。

附 則(平成18.12.27訓令35)

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第3号の2イに係る部分については、平成18年12月27日から施行する。

附 則(平成19.3.28訓令12)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20.5.2訓令8)

この訓令は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21.3.24訓令7)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22.3.30訓令12)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22.6.25訓令18)

- 1 この訓令は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に使用された改正前の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令第19条第10号の3の休暇については、改正後の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令第19条第10号の3の休暇として使用されたものとみなす。

附 則（平成23.2.17訓令10）

この訓令は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23.5.30訓令20）

この訓令は、平成23年5月31日から施行する。

附 則（平成24.10.15訓令16）

この訓令は、平成24年10月16日から施行する。

附 則（平成29.3.31訓令11）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29.8.28訓令14）

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令和元.10.25訓令5）

この訓令は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和3.12.27訓令37）

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4.3.23訓令11）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.9.30訓令16）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5.3.31訓令24）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第27号。以下「整備条例」という。）附則第35条の規定によりその例によることとされている附則第24条第1項若しくは第2項又は附則第25条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、改正後の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（平成7年鹿児島県警察本部訓令第8号。以下「勤務時間訓令」という。）第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、勤務時間訓令第15条第3項（第2号に係る部分に限る。）

及び第 6 項の規定を適用する。

- 3 整備条例附則第35条の規定によりその例によることとされている附則第25条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、勤務時間訓令第 3 条第 2 項、第15条第 1 項から第 3 項まで、第15条の 2 及び第31条の規定を適用する。

附 則（令和5.5.31訓令26）

この訓令は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和6.4.1訓令17）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和7.3.28訓令 7）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 （第15条関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2 日
1月を超え2月に達するまでの期間	3 日
2月を超え3月に達するまでの期間	5 日
3月を超え4月に達するまでの期間	7 日
4月を超え5月に達するまでの期間	8 日
5月を超え6月に達するまでの期間	10 日
6月を超え7月に達するまでの期間	12 日
7月を超え8月に達するまでの期間	13 日
8月を超え9月に達するまでの期間	15 日
9月を超え10月に達するまでの期間	17 日
10月を超え11月に達するまでの期間	18 日
11月を超え1年未満の期間	20 日

別表第2 (第19条関係)

親 族	日 数
配偶者	10日
父母	7日
子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）	5日
祖父母	3日
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日
父母の配偶者又は配偶者の父母	7日
子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）の配偶者又は配偶者の子	1日 （職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日 （職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日